

情報セキュリティ基本方針

福島県社会保険労務士会（以下、当会）は、当会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 会長・理事の責任

当会は、会長・理事主導で、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 体制の整備

当会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を規則として定めます。

3. 職員の取組み

当会の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、会員及び外部の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：令和8年6月1日

福島県社会保険労務士会

会長 吉田昌樹